

平成28年度 新潟市関屋コミュニティハウス事業報告書

団体名	関屋コミュニティハウス管理運営委員会
団体について	関屋地区の自治会・町内会及び関係諸団体等から選出された代表者により構成
施設の管理方法	事業計画書に沿って、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、適正な管理に努めた。
事業実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロンの共催（2団体・月1回） ・広報紙「コミュニティ関屋」の発行
サービス向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会（年3回）、事務局会議（年2回）の開催 ・事務局研修の実施（年2回） ・広報誌の発行（年2回）によるPR
要望や苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置や定期利用団体との懇談会の開催により、利用者ニーズの把握に努めた。 ・要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じて地域課へ報告した。
予算の範囲内での適正な執行	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画書に基づく、計画的な執行を行った。 ・不要電灯の消灯などによる管理的経費の削減を行った。
安全確保・災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の定期的な巡回・点検により、事故防止に努めた。 ・危機発生時対応マニュアルにより、危機発生時の対応について確認を行った。 ・消防訓練を2回実施した。
地域貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・浜浦・関屋・有明台コミ協に施設提供 ・浜浦・関屋・有明台小学校区内自治会に施設提供 ・浜浦民児協、浜浦社協との事業共催
従事者の雇用・労働条件	<ul style="list-style-type: none"> ・管理人4名（常時1名勤務）3交代制 ・労働関係法令の遵守
個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守	個人情報保護マニュアルに従い、個人情報を適正に取り扱うよう、業務従事者への徹底を図った。